

# 長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金実施要綱

## (趣旨)

第1条 県は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(平成20年7月1日発効)及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」(平成20年12月1日発効)に基づき、外国人看護師候補者の受入れを行った補助対象事業者に対し、外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要な日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受入れる施設の研修体制の充実を図るため、長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金(平成19年長崎県告示第460号の9。以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付及び実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

## (補助対象者)

第2条 この補助金は第1条に掲げる者で、外国人看護師候補者就労研修支援事業を行う交付要綱別表に掲げる補助対象者に対して交付する。

また、別表中その他知事が適当と認める者とは次の事業者とする。

ア 医療法第7条に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者。

## (補助の対象経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第3欄に掲げるとおりとし、その補助額は、対象経費の実支出額と同表第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額以内の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、当該年度4月1日以降に生じた対象経費は、交付決定前であっても補助対象とする。

## (交付の申請)

第4条 規則第4条及び交付要綱第3条第1項に規定する交付申請書の提出時期は別途通知するものとし、様式は別紙様式1によるものとする。

## (交付の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は次のとおりとする。

- 1 当該事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 2 当該事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 3 当該事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 4 当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 6 当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

7 当該事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、当該事業を実施する者が、全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

8 当該事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

9 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(状況報告等)

第6条 規則第11条第1項及び交付要綱第5条に規定する補助事業等の遂行の状況については、この補助金に関しては必要の都度指示するものとする。

(実績報告等)

第7条 規則第13条第1項及び交付要綱第6条に規定する補助金の実績報告は、この補助金に関しては当該事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第5条3により当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式2による報告書を知事に提出するものとする。

また、第5条7の報告書の提出に当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない場合であっても、当該年度の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合にはすみやかに報告書を提出することとし、特別な場合により補助対象年度の翌年8月末日までに報告書を提出できない場合には、その旨及びその理由等を別紙様式4により提出すること。

(補助金の交付)

第8条 規則第16条及び交付要綱第7条に規定する交付請求書に添付すべき書類については不要とする。

(交付手続きの特例)

第9条 規則第21条及び交付要綱第9条に規定する交付請求書の提出の省略については、この補助金に関しては行わないものとする。

附 則

この要綱は、平成22年度予算にかかる補助金から適用する。

この要綱は、平成23年度予算にかかる補助金から適用する。

この要綱は、平成26年度予算にかかる補助金から適用する。

## 別表

1 区分	2 種目	3 対象経費	4 基準額
外国人看護師 候補者就労研 修支援事業	(1) 日本語習得支援事業	日本語習得支援事業の実施に必要な報償費、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(雑役務費、通信運搬費)	候補者1人当たり 117,000円
	(2) 就労研修支援事業	就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)	1か所当たり 461,000円

様式 1

番 号  
年 月 日

長崎県知事

様

申請者住所  
氏名又は法人名  
施設名  
代表者名

印

年度長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金交付申請書

年度において長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業について、長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式 2

番 年 月 号  
日

長崎県知事

様

申請者住所  
氏名又は法人名  
施設名  
代表者名

印

年度長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金実績報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付決定の通知があった長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

長崎県知事

様

申請者住所  
氏名又は法人名  
施設名  
代表者名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付決定を受けた長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業区分及び施設の名称

事業区分 長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金  
施設の名称

2. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 円

4. 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

注. 添付書類（3.の金額の積算の内訳等）

- ・別紙概要
- ・確定申告書の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し）

## 別紙概要

- 1 施設名
- 2 開設者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名  
長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金
- 5 補助金確定額  
円
- 6 仕入控除税額の概要

### 返納がある場合

#### (1) 補助金の使途の内訳

		課税の区分				合計
		課税仕入使用分			非課税仕入使用分	
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経 費 の 区 分						
	合計					

#### (2) 課税売上割合

#### (3) 仕入控除税額

### 返納がない場合

・理由

様式 4

番 年 月 号  
日

長崎県知事

様

申請者住所  
氏名又は法人名  
施設名  
代表者名

印

年度長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書について

このことについて、下記の事業に係る仕入控除税額報告書の提出が遅れることを報告いたします。

記

( 1 ) 補助年度  
年度

( 2 ) 補助事業名  
長崎県外国人看護師候補者就労研修支援事業補助金

( 3 ) 施設名

( 4 ) 提出が遅れる理由

( 5 ) 提出の予定時期